

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号

10

わけです。この点はどうなんですか。
三百二円というのは、額としては一般より一割ないし二割低いものか、こう法律の解釈ができるのか、この点に関するあなたの御見解をはっきりしてお

○相澤説明員 失業対策の予算につきましては、私の所管ではございませんが、御説明申し上げますと、ただいま申し上げました通り、失業対策事業の単価は、PWを基準といたしまして、

その八割ないし九割というところを一応のめどにしておるわけでありますが、予算上の措置といたしましては、一応PWの九割の線でこれを計上しております。そこで、三十二年の予算単面は、ただいま御指摘がございました

通り、全国平均で三百二円になっております。これは従前の予算単価に対して七割ほどの上昇になっておりますが、これは、実はまだPWが決定しておりませんので、一応の調査に基づくものから算出しているわけですので、いま

して、実行の準備につきましては、これは地域別にどのように失業者が出るか、従つて失業対策事業をどの程度にやるかということ、それから失業対策事業の事業種目をどのようにきめるか

としては多少の上下はございますが、大
体予算単価を中心として、それにはま
るように執行を考えていくというふう
に從來なっておりますのでございます。三
百二元という単価は、これは調査の結

果に基づきましてPWを変えるという前

提のもとに、その九割を重作業が六、軽作業が四というような割合で計算して算出した単価になっております。

○井堀委員 あなたの所管でないとおっしゃいましたけれども、その点お答えいただかぬと、きょう御出席をいただいた使命が達せられぬわけでありますが、どうですか、責任を持ってお答えできますか。できなければ、後日にしてもいいと思います。

○相澤説明員 失業対策事業費の単価との関連につきましては、担当の主計官と一応打ち合せて参りましたので、ある程度のことはお答えできると思います。

○井堀委員 それでは、責任を持ってお答えができるのでありますから伺いますが、これはもちろん法律に根拠のあることでありますから、論議の必要はないと思いますが、私の知る範囲によりまして、PWの結果について、まだ集計中で明らかではないと言っておりますけれども、一応労働省の中において、まだ発表しておりませんけれども、ある程度正確に近いものが把握されて、大蔵省との間に折衝が行われたものと思っております。一体、大蔵省は、この法律の根拠によりまして、統計法第三条の第二項に指定統計第五十三号で明文化されているわけですか。これはその方でも問題になるわけですが、見込みで三百二円という予算を出してきたというふうにもとれるわけですか。しかし、そうだとするならば、PWの結果が、集計の結果、もっと高いものになるか、下るか、わからぬということにもなるわけですか。一体、この辺は、大蔵省としては労働省と折衝された際に、これは法

律にすでに明文化されていることであるとして、そういういかにあなた方ができるはずはない。法律以上の仕事は許されていないはずだ。でありますから、その以下に定めたということになる、われわれに提案してきた説明に大事な食い違いが出てくる、私はそう思うが、労働大臣のこれに対する説明は、ほかの記録を見ればわかるように、この法律に基いて三百二円の計算をしてきた。今あなたの説明によりまして、まだ集計中で結果はわからぬけれどもというお話があった。これは労働大臣の任務になるわけでありまして、その点はどうか。正確な数字として予算単価を出されたのであるか。大まかなもので相談し合つて作られたのですか。この点はつきりしていただきたい。

○相澤説明員 今回の失業対策事業の予算単価の改訂は、昨年実施いたしましたたまたま御指摘の屋外労働者賃金調査のたしか乙調査といわれるものだと思いますが、それを基礎にいたしまして、PWの改訂を予定し、それを基礎にいたしまして、従前の失業対策事業の種別、それから失業対策の吸収人員というものを大體踏襲いたしまして、算出している単価であるというふうに聞いております。

○井堀委員 もつとはつきり御答弁いたしたいと思うのです。さつき私が言いましたように、これは法律で定められておりますね。そうしますと、あなたのさつきの説明によりまして、統計法第三条第二項のPWに対する問題であります。指定統計第五十三号といふのは、今あなたは乙調査と言われた。乙調査は三十一年の九月に行われ

ておるわけですか。それが集計中であるというお話があった。だからその集計の結果はまだ明らかでないというふうにもとれる。明らかでないものを根拠にして、一体三百二円という予算単価を出したのであるか。公表はしてないけれども、その集計に表われた数字は三百二円を出すに十分なものであるというふうにはつきりして、この予算単価を協定されたのかどうか。この点を聞いておるわけですか。明確に一つ御答弁をお願いしたい。

○相澤説明員 昨年の九月に実施いたしました屋外労働者賃金調査は、その最終的な数字の確定はまだ見ていないのであります。しかし、重要な地域につきまして緊急集計をし、それを基礎にして一応PWの改訂を予定してこの単価を算出したというふうに聞いております。

○井堀委員 これは大事なことです。から、もう一べん伺いますが、私も、三百二円というものは、この法律に準拠して計算されたもので狂わないという説明を信用して、あの予算を審議してきた。もう衆議院は通つて参議院にいつているわけですか。しかし、今のあなたの説明によりまして、動くかもしれないという疑いが出てきた。その点いかがでしょう。動くということなら私はまた考え直さなければならぬ。

○相澤説明員 昨年の九月の実態調査を基礎にいたしまして、全部の集計ではございませんが、大體の集計によりましてやりましたことは、先ほど申し上げた通りでございます。担当の主計官からけさほどその説明を聞きまして、このころ、PWの地域別の数値がまだきまつておりませんが、三百二円の予

算単価に大體なるのではないかという話でございます。

○井堀委員 くだいようですけれども、大體じゃ工合が悪いのですよ。これはあなたにお聞きするのは少し無理かと思つて、実はきょうは大蔵大臣の出席を要求したのであります。おいでにならない。これは主計局長でも主計官でもけつこうでありますけれども、やはり責任を持って答弁願ひたいのであります。ということは、すでに両院のうちの一つの院議は決定したのです。その決定の前提になるべきものは、これは、ほかの推定ではなく、法律に基いて計算がなされ、その計算の上に盛り込まれた単価であるということとを前提にして、われわれは審議してきたわけですか。ところが、それがそうじゃないのだ、推計だとかあるいは一部分のものを抜き取つて検討したのであるということなら、全体の集計が出てくると狂つてくる。違つてくるとこれを變更するということになる。法律はそのことを命じておるわけですか。そうすると、予算全体に影響してくる問題で、非常に大事なところだと思ひますから、正確な御答弁を願ひたい。あなたが御答弁できないならば、私も別に責任のある人に出席してもらつて御答弁願ひが、その点どうですか。

○相澤説明員 失業対策事業の予算単価につきましては、これは、私が申し上げるまでもなく、全国が一本単価の三百二円で施行されているわけではなく、いのでございまして、その地域により、また作業の質によつて、いろいろと賃金の格差があるわけでございます。予算単価としましては、一応の見込みによりまして、重作業六、軽作業

四というような割合をとり、また従前の実績を勘案しまして、大體どのような地域に、どのような程度の失業者の吸収をするかという予定を立てまして、集計して割つた結果が、一人当たり三百二円という数値になつておるわけでございます。従ひまして、予算の実行におきましては、たとえば失業者の発生地域が従前の見込みよりも相当動いたというような場合、あるいは従前予定しておりました作業の種別が動いた場合、たとえばごく軽易な街路清掃というような事業を道路工事に振りかえる、あるいはその他の作業種目の転換がございまして、このような場合には、当然、実行の結果といたしましては、どんぴしやり予算単価にその通りなるというところは期待できないわけであり

ます。もちろん、予算の執行といたしましては、その予算にきめられた単価を守り、従ひまして失業者の吸収予定人員を實際に確保できるように執行を考へるわけでございますが、実行の結果におきましては、きつちり三百二円ちやうどというふうには、なかなかならないのではないかと、いふに考えております。

○井堀委員 あなたは、私の質問している意図がどこにあるかがよくのみに込めてないので、そういう答弁をされるかと思ひます。これは社会労働委員会でも年々問題になつてゐる。全国の日雇い労働者は、この予算単価の引き上げのための運動を熾烈に行なつておること、あなたが御存じだと思ひます。しかし、それに対して、労働大臣の一貫した答弁は、PWの説明を始終してきているわけなんです。ところが、今あなたの答弁を伺いますと、三百二円と

算単価に大體なるのではないかという話でございます。

○井堀委員 くだいようですけれども、大體じゃ工合が悪いのですよ。これはあなたにお聞きするのは少し無理かと思つて、実はきょうは大蔵大臣の出席を要求したのであります。おいでにならない。これは主計局長でも主計官でもけつこうでありますけれども、やはり責任を持って答弁願ひたいのであります。ということは、すでに両院のうちの一つの院議は決定したのです。その決定の前提になるべきものは、これは、ほかの推定ではなく、法律に基いて計算がなされ、その計算の上に盛り込まれた単価であるということとを前提にして、われわれは審議してきたわけですか。ところが、それがそうじゃないのだ、推計だとかあるいは一部分のものを抜き取つて検討したのであるということなら、全体の集計が出てくると狂つてくる。違つてくるとこれを變更するということになる。法律はそのことを命じておるわけですか。そうすると、予算全体に影響してくる問題で、非常に大事なところだと思ひますから、正確な御答弁を願ひたい。あなたが御答弁できないならば、私も別に責任のある人に出席してもらつて御答弁願ひが、その点どうですか。

○相澤説明員 失業対策事業の予算単価につきましては、これは、私が申し上げるまでもなく、全国が一本単価の三百二円で施行されているわけではなく、いのでございまして、その地域により、また作業の質によつて、いろいろと賃金の格差があるわけでございます。予算単価としましては、一応の見込みによりまして、重作業六、軽作業

四というような割合をとり、また従前の実績を勘案しまして、大體どのような地域に、どのような程度の失業者の吸収をするかという予定を立てまして、集計して割つた結果が、一人当たり三百二円という数値になつておるわけでございます。従ひまして、予算の実行におきましては、たとえば失業者の発生地域が従前の見込みよりも相当動いたというような場合、あるいは従前予定しておりました作業の種別が動いた場合、たとえばごく軽易な街路清掃というような事業を道路工事に振りかえる、あるいはその他の作業種目の転換がございまして、このような場合には、当然、実行の結果といたしましては、どんぴしやり予算単価にその通りなるというところは期待できないわけであり

ます。もちろん、予算の執行といたしましては、その予算にきめられた単価を守り、従ひまして失業者の吸収予定人員を實際に確保できるように執行を考へるわけでございますが、実行の結果におきましては、きつちり三百二円ちやうどというふうには、なかなかならないのではないかと、いふに考えております。

いのは全国平均単価です。ところが、今まで屋外労働者に対する労働省の一貫した態度は、法律できめられていたのだから、それ以上のことはできないのだというのを言っている。また私もそのことを信用してきた。今度改訂が明らかになってきたというの、三十一年度の九月に、俗にいう乙調査が行われた。それは統計法第三條第二項の規定に基いて労働大臣が行うことができる。その上に立つて生まれたものが初めて予算単価として權威を持つ、しかし、それがぐらぐらするものではない。問題は方々に波及して行くわけなんです。しかし、あなたの言ったことは、これは速記録をずっと見ていただければわかると思うのですが、法律の範圍を越えた解釈が入っているような気がする。いいですか。これはきまつています。乙調査の結果によつて出てくるわけなんです。あなたのさつきの説明によりますと、全国的な集計ではない、その中から適宜抜き取つてやつたものであつて、集計の結果は違つてくるかもしれぬということであつた。そうすると、三百二十円は上るか下るかかわらぬということになつて、非常に重大なことになるのです。これははつきりしてやらなくちゃいけないと思ふ。だから、あなたが責任上はつきりした答弁ができないというのなら、そうおつしやつて下さいませんか、この審議を進めることが困難になるのです。

○相澤説明員 失業対策事業の単価のきめ方につきましては、私従前労働を若干担当した関係で幾らか知つておりますから申し上げます。屋外労働者の賃金調査の結果を基準といたしまして

PWをきめますが、その調査結果そのまゝがPWになるのではないのでございまして、御案内の通り、現在PWの適用がございまして、公共事業の就労労働者についての基準の単価としての適用があるわけでございます。そこで、屋外労働者の賃金調査を基礎にいたしましてPWをきめる際には、これは一月だけの調査でございまして、これはそのまゝをPWとして定めます。従前の賃金との不均衡あるいは地域別における賃金の不均衡というような点が著しく先鋭化される場合もあるわけでございます。これらの点はPWをきめる場合には若干の考慮を払ふという姿になつていくわけでございます。そこで、PWをきめたことを前提といたしまして、緊急失業対策法並びにその施行規則の八條、先ほど私が読み上げましたが、その八條の規定によりまして、「失業者に支払われる賃金の額は、同一の地域及び時期における同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額の百分の八十から九十までの額とする」というふうに、この点は弾力性を持たしていただくわけでございます。この実行をいたしましては、従前から九〇%の額で押さえて、予算単価もその通りになつております。実行もそれを基準としてやるといふ形になつていくわけでございます。なお、詳細な点に御質問がございすれば、担当の主計官なり何なりが出席して御答弁申し上げた方がよろしかと思います。

○井堀委員 私があなたに聞いてゐるのは、予算単価を出す基本的なものについて、動搖があるかないかというところとははつきりしませんので、八〇%から九〇%までの間できめるというこ

とは規則八條できまつてゐる。そこで、あなたは三百二十円というものをその九割として計算されたという説明があつたから、それはそれでいいのです。ですからその九割に相当する三百二十円はわかつたわけなんです。ただ、その対象になる基本的なものが、あなたはさつき、全国的な集計ではない、その中の部分的なものを取り上げて割り出してきつたという説明をされましたから、そつたとすると、全国的な集計が出てきてやつたら、また変えなければならぬのじゃないだろうかという問題が出てくるから聞いてゐるのです。変らないといふことであればそれでいいのです。けれども、あなたの説明を聞きまして、疑いを生じてきたわけでありまして、それはいいのです。全国的な集計がどうなるかと、今までの労働省と大蔵省との間で折衝してきたその基本的なものは動かぬということであれば、話は次に続いていくので、ぐらついてくると一一方には低くおろして上げてくれという要求が起つておるのに、上げられぬといつて片方は断つてゐる。法律だからしやうがないといつてゐる。ところが、今まだ法律の根拠がぐらぐらしていることになる。と、交渉の余地があることになる。これははつきりしませんと、私がこれから自治庁長官にお伺いすることの対象それ自身がまたあいまいなことになるので、それで確かめてゐるのです。

○相澤説明員 失業対策事業の来年度の予算単価の三百二十円は、予算単価としては動かないといふふうに聞いております。

○井堀委員 今、自治庁長官お聞き

ように、日雇い労働者の全国平均賃金の予算単価は三百二十円にきめられてゐる。それは労働大臣が統計法の命するところに従つて調査をした結果の上に立つて算出されたもので、しかもそれは全国平均——統計上の計算ですからいろいろな説明されておりますけれども、一応三十一年度の九月現在の乙調査という実施調査に基いて出てきた数字の上に立つて、その九〇%、一割方安といふ明確な答えがあつたわけなんです。その点を責任ある立場で明確にされまして、これに疑いの余地のないものとしてあなたにお尋ねするわけでありまして。そうすると、そういう手続を経てできた全国平均三百二十円、三百二十円に一割以上を加えたものを人夫の予算単価として取り扱つていくという考え方でないか、ある省においては三百円、ある省においては二百八十円と百円、ある省になつてきまして、これは法治国として——しかも、ことにこの内閣は、綱紀粛正という大きな誓いを立てて、厳正公正にやつていくことであるが、これは法律に基いてやつていくことである。こういうことは非常に重要なことだと思ひます。これは、あなたがこの前御説明になりました予算書の説明書に付加されました単価の比較表を見ましたら、二百八十円と三百円の二口に分けて予算単価をここに提示されておるわけでありまして。その矛盾を一体どうお解きになりますか。これは自治庁長官にお尋ねいたします。

○田中國務大臣 いろいろ詳細な御質問をいただいておりますが、御承知の三十二年度の予算上における人夫賃の

単価がたしか二百五十円内外であつたと記憶しております。そこで、この二百五十円という単価でございまして、失業対策の場合と比べますと、今のお説の通り、遠慮をして一割減と踏んで見て三百二十円という単価になつておるわけでございます。私の方の考え方は、失対事業に全く準ずる経費というものをだんだん考へてみたのであります。が、予算単価の二百五十円というものを基準にして、これをちやうどまん中に當る市に持つていつてみよう。それから町村分は、二百五十円よりは勢い安く、二百二十円となつております。それから区の分は、それよりも少し高くなりまして、今までのものより五十円上げて二百八十円、市の分と町村分とは四十円ずつ上げております。こういう行き方でもどうだろうかといふことで、この金額をきめたような事情と相なつております。どちらによるべきかといふことは相当議論があるかと存じます。失対事業の単価に右へならえといふことの方があつては理屈が合うことかもしれませんが、一応予算上の単価によつてそれをちやうどまん中に置いて前後三段に分けた、こういう事情となつております。

○井堀委員 この予算のどこにもそれはないのです。それじゃ私の方からお尋ねしましょう。今まで二百三十円だつた区の人夫賃は、二百八十円とした、市の場合二百四十円のもの、二百五十円に上げた、町村の場合二百八十円のもの、二百二十円に上げた、こういうふうになつておる。ですから、一番高いところをとつても二百八十円でしやう。今度平均したらまだずつと低くなる。私の伺ひたいのは、この失対事業

によるものを一般平均のものよりも低いものを定めたということについてです。三百二円に一割加えたものがPWなんです。法律にいう要するに平均のものでなければならぬわけです。だから問題はここなんです。一体選挙事務に携わる人夫賃をニコヨン以下にきめるということはどういうわけかということをお聞きすればすぐわかる。

そう劣るものではない、こういうふう
に考えておきます。

○ 开掘委員 重大な御答弁だと思いの
です。あなたは、失射事業法のこと
を、専門でないから、立場が違うか
ら、係が違うから十分知らないとい
うことではないと思いますが、これはち
やんと規則に書いてあるのですよ。失
射事業規則第八条の中で、さつき言

ではなくて、社会政策的なものを加味した経費、それ以下に見積られるということは重大なことなのです。その理由をあなたはここで明らかにされなければならぬわけです。それは今までそういう根拠があつたかなかつたか知らぬけれども、今までの二百三十円のものゝを八十円に上げた、あるいは百八十円のものゝを二百二十円に引き上げた、

のを、今お説の通り計算の基礎に基いて出すと三百二円になる。だからこれと比較をしていたいただきますと、何も文句はないわけであります。その通り理論が筋が通るわけであります。政府の予算上とつております基準は、政府の予算上における人夫賃の単価は二百五十円でございますから、その二百五十円をまゝ中に置いて、下を町村の場合は二百

いかということに対して、あなたは私どもを納得させるだけの答弁をしななければなりませんよ。あなたでなく、事務当局でもけっこうです。どなたと私は言いませんけれども、どなたが言われても、法律を二通りに解釈することはできませんまい、あなたも法律家だから。だから、ほかにあればいいのです。

○田中國務大臣　これは私もあの答弁の際に言葉が足らなかつたわけでありますが、私は専門家ではありませんが、こういうふうに了解しておる。ただいま仰せをいただいた失対の人夫賃の賃金単価三百二円ということとは、これは重労働の場合の単価と、軽労働といいますが、軽い労働の単価と二種類のものを平均したもので、少し遠慮したものがお言葉の通り三百二円、こう心得ておるわけです。それで、軽労働の

ように二割ないし一割安くせいという
ことは書いてある。これはどういうこ
とかといえは、言うまでもなく、失対
事業は、労務の対価として賃金を支払
うのじゃないのだ。社会保障の意味を
加味されて作られた法律なのでありま
す。ですから、ニコソンは時間から時
間までおればいいのです。しかも、こ
れだけの仕事をやれと言つて仕事を強
制しなきゃならぬことになっておる。そ
こには、老人もおれば、半病人もいて

この前の説明はこういう説明だったのです。そうすると、この前の予算自身に今言ったように矛盾があるわけです。だから、もとから直していかなければならぬということになるかもしれないですね。しかし気がつかなかったかもしれません。私も悪意でこういうことはやつたんじやないと思う。他の法律との関係に対して不用意のうちにこういうことになっていったんじやないか。それなら気がついたときに改むべきもので

二十円、区の場合において二百八十円というふうに前後をとって三段にした。これ以上の説明は、結局事務当局局員にやらすよりほかにはいたしうはなさないわけであります。それはあしからずどうぞ。

○井堀委員　これは田中長官大事なことなのですよ。あなたは何も食い違ひはないと言われれば、見解の相違になるかもしれないが、どちらも予算単価です。予算単価ですから、実際支払

そうすると、こういうことになりましよう。政府の正式の予算で見いくところ、ニコヨン以下のものをきめてくるということになりますと、これはくずれてしまいますよ。別の意味であなた方の予算にも関係いたしますからね。町村や県が行う事業に対して、この労働者が雇用されるのですからね。そして特別失対事業なんというものが今出てきているでしょう。この失対では、労働の対価として基準をあ

場合と重労働の場合と平均しておるのですが、私たちの今問題になっております仕事の内容から申しますと、これはまさに軽労働に当るもので、重労働には当たらないわけであります。失対の単価も詳細にここに数字がないことは申しわけありませんが、私のいろいろやりましたときの記憶から申しますと、二百六十一、二円というところが軽労働の失対の単価となっておるのではないかと見ております。そこで、夫

もいいわけですよ。とにかく、その限られた八時間の間に、その仕事場についておりさえすれば支払われるという意味の法律なのです。それだから一割ないし二割安いときめられておるわけです。それと、要するに法律によつて予算単価というものが――あなたは何か軽労働、重労働と言つておりますけれども、それは失対事業の中には上と下とあります。ありますけれども、予算単価は全国平均なのです。だからその

はないか。これを改めないでこのままやるということになると、私どもがあなたの方のあやまちに同意を与えることになって、あやまちを二重に犯すことになります。説明が出たので初めてわかったわけであります。ですから、そうでないと言ふならば、なぜニコヨン以下のものを何に基いてやるかという根拠を明らかにしなければならぬ。これは重大なのです。何か法律があるなら法律を説明して下さい。私はいろいろ

われるものは、高いところもあり低いところもあってもいいわけです。しかし、その予算単価が、今言ったように、一方では法律でちゃんときめてあるわけです。この法律できめられたものは九割なんです。一割安いのです。安いものが三百二円になっている。それから上なら、何ぼ上でもかまわないのですよ。低いものをきめるというのは、何かの根拠があれば別です。今あなたの御答弁によりますと、高いもの

まり動かすことが不適当なものだし、労働力の価値によって雇用することが事実上困難になっているものですから、格づけをしいたいという考え方がその法律で一本出てくるわけです。しかし、予算の単価を下回っちゃならぬ、平均は下回っちゃならぬという法律の精神で、自治団体は政府の補助金をもらってやっておるわけですからね。だから、これは全体が狂ってきますよ。だから、個々の問題だけでなし

対の場合と比較をしましても、選挙は非常に大事な仕事をさすこととございますから、むしろ失対以上の単価をとるというところの方が、理想の上からは当然のことではあります。そういう事情でございますので、軽労働の場合の失対の単価と比べますと、あながち

全国平均の場合は三百二円。ところで、あなたのここへ出されておるのは、村もあれば、区もある、町もあると言うけれども、全国平均したらニコヨンより下ということは間違いないのです。ですから、私があなたにお尋ねしているのは、今言ったニコヨンのように労務の対価として支払うべきもの

ろ禍べたが、これ以外の法律はないのです。

○田中国務大臣 何度も申し上げてはなはだ恐縮でございますが、この失対の三百二円ということは、この法律表示の基礎は、やはり言葉は重労働というのか軽労働というのか知りませんが、重労働と軽労働との平均をとつたも

も低いものもある。それはあるでしょう。ニュヨンだって三百二円が平均で、東京では四百円になっているものもあるかもしれません。選挙を手伝う者は三百円になるかもわかりません。それはいいですよ、平均ですから。しかし、予算単価として出す場合には、三百二円を下つてはならぬじゃないか。

に、こりいりものも要するに共通した
解釈のもとになるべき事柄の一番大
切なもののじゃないかと私は思う。しか
し、あなたが、これは正しいのだ、間
違いないのだと言うには、どこにその
根拠があってそりいうことになるかと
いうことになる。法律を持ってくる
よりしやうがない。この法律以外にあ

りますまい。何かそれがあるなら、一つはつきりしなければならぬでせう。そんな無理を言っちゃいけません。あつさりかぶとを脱いで……。

て、それをまん中に置いて、高いものと低いものと三段にしておる。よくわかつておるわけなんです。そういうことなんです。

ののです。今問題にされている予算単価というものは、やはり三百二十円以上きめてもらわねばならない。そうしてそれは、実際には、あなた言うように、予算単価以下で使つていくところができたつて一向に差しつかえな

ころは議論のないところですがね。そこで、そういうふうにこれを適用することが、どれに右へならえをして基準を考へることがいいかという問題になつてくる、分析をしてみなければならぬ。重労働と軽労働とを合して、そして失対の単価三百二十円というものが出ておるのですから、その内容においては、軽労働に相当する金額はどの程度のウェイトを持つておるものか、これは何もおかしいことはないと思うのです。二百六十円内外であるという

りますけれども、四百円もらう者もあるれば、二百五十円しかもらつていない人もあるんです。それは一向差しつかえない。そのことを私はとやかく言つてゐるんじゃない。ある村においてはニコヨン以下のものがあるかもしれない。ある市においてはそれ以上のものもあるかもしれないが、そのことは問題じゃなくて、われわれが今審議しているのは予算単価をいすれにするかということなのです。その予算単価は、ニコヨンの問題ではなくて法律に説明がうたつてあるじゃないですか。それで、わざわざあなたはいらっしゃるところで大蔵省の主計官に説明を求めた。これは、今までの答弁で明らかによろに、昭和三十一年の九月に全国的な調査が行われて、その集計中である、しかし、労働省と大蔵省との間には、その出るであらう集計の結果の上に立つて、一割安で三百二十円というものを

五

田中国務大臣 かぶとは幾ら脱いで

井堀委員 あなたがそういう解釈を

田中国務大臣 法規の中をお説みに

井堀委員 固執されるようでありま

りますけれども、四百円もらう者もあ

五

田中国務大臣 かぶとは幾ら脱いで
もいいのですが、事の筋を立ててお話を
をいただいておるわけでございませうか
ら、筋を立ててお話を申し上げることが
が誠実である、私はこう思つて申し上げ
ておるわけですが、同じことになり
ますけれども、失業対策の法規上定め
られたこの三百二十円というものの基礎
を分析してみると、軽労働という言葉
はどうかしらぬが、とにかく軽労働と
重労働とがある。その軽労働に当るも
のだというわけです。本法に規定しよ
う、ベース・アップしようといふこと
ろの工夫賃は、これは重労働じゃない
のです。軽労働だとすると、その三百
二十円の基礎となつてゐる軽労働の基礎
というものは、たしか二百六十円くら
いと私は思つてゐる。軽労働の平均の
基礎というものが二百六十円内外のも
のであるといふと、そんなに無理なも
のではありません。それから、今
もあなた自身が仰せになりましたよう
に、失対の単価が社会保障の意味を
持つてゐるといふこと、これはお言葉
の通りです。法律にも書いてあるの
ですから、ところが、私たちの考へてい
るものは、これは失対事業としてやる
のじゃない。失対の単価というものに
比較して分析してみても、失対のうち
軽労働としての単価と比較してみても
必ずしも非難をさるべきものではない、
こう考へることが一点、それから、本来
は失対の単価と比較さるべきものでは
ない、これは国の一般会計の予算単価
と比較さるべきものである、こう考へ

井堀委員 あなたがそういう解釈を
されまうと、ほかで問題を起しませう
と。そういうことよりは、これはも
り明らかなんですよ。あなたが認め
になつてゐるように、法律にはどこに
も軽労働とか重労働とか書いてありま
せんよ。三百二十円の予算単価でいく
です。執行上において平均にさへなれ
ばいいのです。そういう予算単価とい
うものは、どこまでいったつて同じ
となんです。その予算単価が三百二十
円というのに対して——三百二十円とい
うのは、今言うように統計法から出
てきてゐる。その九割でできたといふこ
とは明らかなんですよ。ですから、それ
以上になつていけばいいのですよ。十
割以上ですね。これに一をかけた十以
上のものなら、予算単価は何ぼでもい
い。それ以下できめるといふことにな
れば、それを説明するだけの法律がな
ければならぬ。あなたの解釈する軽勞
働、重労働といふものは、どの法律に
書いてあります。失対法には書いてあ
りませんよ。予算単価を定める。そし
て二十一日で換算する。だから二十四
日働かせれば、あるいはそういうこと
が起るかも知れませんよ。就労日程を
動かすとか、そういうことはあり得る
かも知れません。しかし軽労働とか重
労働とかいふものによつて予算単価を
動かしていいなんて、どこにも書いて
ない。だから、そういう主張をされた
ら、これはどうも大狂いがきますよ。
どこにもありませんよ。法律のどこに
そんなことがありませんか。そうじゃな

田中国務大臣 法規の中をお説みに
最低が幾ら、重労働の最高は幾らと書
いてないのです。ないが、三百二十円と
いう法定の金額ですね、その積算の基
礎を分析してみると、重労働をする失
対もあるし、軽労働をする失対の単価
というものはあるわけですね。そんな

井堀委員 固執されるようでありま
すから、私も譲るわけにはいかぬと思
う。あなたが私どもに審議を求めてき
てゐるのは、予算単価なんです。三百二
円も予算単価なんです。あなたは今軽勞
働もあり重労働もあると言ふが、それは
ありますよ。予算単価は三百二十円であ

りますけれども、四百円もらう者もあ
れば、二百五十円しかもらつていない
人もあるんです。それは一向差しつか
えない。そのことを私はとやかく言つ
てゐるんじゃない。ある村においては
ニコヨン以下のものがあるかもしれない
。ある市においてはそれ以上のもの
もあるかもしれないが、そのことは
問題じゃなくて、われわれが今審議し
てゐるのは予算単価をいすれにするか
ということなのです。その予算単価は、
ニコヨンの問題ではなくて法律に説明
がうたつてあるじゃないですか。そ
れで、わざわざあなたはいらっしゃる
ところで大蔵省の主計官に説明を求め
た。これは、今までの答弁で明らかによ
ろに、昭和三十一年の九月に全国的な
調査が行われて、その集計中である、
しかし、労働省と大蔵省との間には、
その出るであらう集計の結果の上に立つ
て、一割安で三百二十円というものを
出しました。こう明らかになつておる
はずで、それが予算単価になつており
ます。こう言つてゐるんですから、こ
れは間違いないと思ふ。それは一割安
いのですよ。国が予算単価を出すのに
、全国平均よりも低いものを持つてこ
なければならぬといふことは、一体ど
ういうわけですか。実際は高いところ
と低いところが出てきましよう。しか
し、予算単価で議論するときには——
しかも選挙は一番大事なことではし
やう。民主政治を作るのですよ。それ
夫であらうと囁かされておる。それ
と同時に、出されておる説明をこら
なさい。あなたの方は、地方公務員の給
与の実態を調査したところが、相当高
い水準になつたから、その水準に引き
合ふように時間外の勤務手当をあげよ

五

う、日曜日や土曜日の特別出勤に對しても手当は増額しようというのです。その場合は、あなたの方は要するに法律で規定された平均をとられておるのです。当然なことですよ。公務員と同じようにするには、法律がなければいけません。片方は今言うように法律がちゃんとあるんですからね。だから、そういうことをやられたのでは、これはてんで思ひ思ひにやられることになるんじゃないやありませんか。実際予算が施行される場合は、財政法に基いて平均される場合は、財政法に基いて平均される場合、狂わなければいんですが、その原案自身がこれでは困るんじゃないか。それをあなたが固執されることになりまして、白を黒と言いくるめようということになるわけでありまして。これはあなたと私の議論をしきめるべきことじゃなくして、きまり切ったことじゃありませんか。どうしてそんなことをがばられるのでしょいか。だから、予算単価は法律に合ったものにして、実際上の問題についてはこれこれになるというお話なら、それは私はうなずきます。

○田中事務大臣 何回申し上げても同じことですが、黙っているのもおかしいように思いますから申し上げますが、あなたのおっしゃるのには、予算単価だからとおっしゃるのではありません。予算単価だが、失業対策の予算単価というものは、その内容を分析してみるといろいろある。これも間違いないものじゃないかと思ひます。いろいろある資料を集めてみて、平均をしてみても一割引いたものが単価の三百二円になっている。そこで、法律上規定せんとしております単価をどの程度に持つていくかということを決めるときに、どれに右へならえをするか。この

予算単価に、三百二円に右へならえをしなければならぬというおしかりですが、これはどうも私にはのり込みめな形式上の予算単価になぜ右へならえをしないかという御言葉が、はつきり申し上げると私にはわからないのです。私が適用せんとするのは、失対の仕事の内容と重たいものと軽いものがある、こう考える……(井堀委員「それは失対をのみ込んでない」と呼ぶ)あなたはそうおっしゃいます。失対を知らぬ政治家はありますが、失対の単価と同様の単価でなければならぬと仰せになることが、どういうことか意味がわからないのです。これはわかりましたから、いい加減なすばらなことを言おうというのじゃない。これはここで仕事の規定をしております。単価は仕事内容の匹敵するものに右へならえをするというのとが私は筋ではなからうか。それから失対々と仰せになりますけれども、あれは本来は失対事業とは違ひます。そこで一般会計の人事賃単価に右へならえをするということも一つの方法じゃないか、どうしてそれをいけな

割引いたものなんだから、軽いものと比較をしていくというので無理はなからう、こういうことできまつたものでありまして、無理に我を貫こうという意向は私にはないわけですね。その点は一つ御了承をいただいて、さらにお説を一つ承りまして、何か私の方に及ばざるどころがあればいつでも直していいのです。

○井堀委員 私の説明の仕方がまずいように感じますので、それで実は時間をかけたわけなんです。あなたにいきなりお伺いをする前に、大蔵省をわすれまして、それで議論をしたつもりでありますけれども、私の問い方が不十分か、あるいは問い方がまずかつたかもしれません。もう一べん繰り返しますと、私の今失対関係のものを聞いたというの、失対関係は法律になつて明らかなんです。あなたは失対の実態の中には重労働もあれば軽労働もあると言ひますけれども、法律にはありませんよ。(「あるのだよ」と呼ぶ者あり)法律にあるのは、全国のそれぞれ地域や時期において屋外労働の乙調査をやっている。屋外労働のそれぞれところでは予算単価を出すことになつておるわけですね。だからそれは屋外労働である。このことは、あなたにも聞かなかつたけれども、あなたの退席されたあとで兼子部長に聞いたんです。嘱託と人夫の違いは何かと聞いたから、まあ、嘱託と人夫の違いを聞いてたのもおかしいと思ひますけれども、人夫というのは主として屋外労働、嘱託というのは屋内労働だ、こういう御答弁がありましたから、それはそれでいいと思ひます。だから屋外労働というのは言うまでもなく乙です。法律でい

えは乙調査の対象になる。統計法にちやんとそのことを規定してあるのです。私は多少これに關係して調査したことがございますから、法律について調べたつもりなんです。法的根拠は、統計法第三条第二項の規定に基く職業別賃金調査規則、指定統計第五十三号に基いてちゃんときまつておるのです。きまつたことに基いて調査をされて、その集計されたものをPWと言つておるわけですが、附則によつてそれより八〇%ないし九〇%の低いところをきめる。なぜ低いところをきめるかという、それは労働の質に見合ふような賃金ではないのだ、すなわち社会保障的な性格を持つており、社会政策的なものとしてこの賃金が計算されてくるからというわけなんです。これは法律には明らかなんです。その法律を出しているわけですからね。だから、平均というものは、今言うように労働の価値に對する正当な報酬じゃなく、労働という形式をとらせてやつていくという精神なんです。しかし、選挙事務というのは公けの仕事でしよ。その選挙事務を手伝わせるわけだ。これはニコヨンとは違ひますよ。ニコヨンじゃありません。だからこそ一般公務員と地方公務員について時間外の手当を払うんじゃないですか。土曜日や日曜日出たときには特別手当を支給する特別の法律を出しておるんじゃないですか。だから、人夫やあるいは嘱託に對しては、やはり一人前の仕事を期待している。だから、そういう意味でニコヨンよりは高い賃金が計算されてくるというものはあり得るとしても、それより低いという理由はないです。予算単価はそうきめられ

るけれども、ニコヨンの予算単価は三百二円であつても、二百五十円のところもあれば四百円のところもある。そのことを私は言つておるのじゃない。それがあつたからといって、ニコヨンのうちのどこか中くらいの低いものを引いてあなたはおっしゃられるけれども、それは予算じゃありませんよ。実施面における議論です。実施面においてはそういうことは起るかもしれないが、予算においてはニコヨンより低いところを置くということになると、それはやはり今言うニコヨンの賃金をきめる法律の精神を越えた一つの新しい解釈を下すということになるのです。それは重大ですよ。こういう私の説明の仕方が悪いでしょうか。

○青木委員 関連して。井堀委員と自治庁長官の問答を聞いておりますと、私、お互いにこういう議論をしますと、何か平行線になつてしまふのじゃないかという気がするのです。いいますのは、井堀委員の気持もよくわかるのでありますが、御承知のように国が選挙の仕事をして町村に委託する場合に、法律は基本額幾ら幾らと基準を規定しておるのであります。その基準を定めるに當りまして、配付せられまして参考資料には、こういう積算で一応こういう基準額をきめたのだという法律の建前になつて、そのこまかい数字が出ておるわけでありまして。そこで、われわれ公職選挙法の委員の一同の氣持としては、常に前からの沿革がありまして、国が選挙の仕事をして町村に委託する場合に、今までのあり方から見ると非常に少いんじゃないか、大事な選挙を市町村に執行させるのには、もう少し国がめんどうを見るべきだ、こ

るけれども、ニコヨンの賃金をきめる法律の精神を越えた一つの新しい解釈を下すということになるのです。それは重大ですよ。こういう私の説明の仕方が悪いでしょうか。

るけれども、ニコヨンの賃金をきめる法律の精神を越えた一つの新しい解釈を下すということになるのです。それは重大ですよ。こういう私の説明の仕方が悪いでしょうか。

第二類第三号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号 昭和三十三年三月二十日

いろいろ基本的な考え方があるわけであり
 ます。そこで、法律に出ております
 基本額をきめるに当りまして、配付に
 なりました参考資料を見ますと、そ
 の基本額をきめるのに見方が少いの
 じゃないか、こういうのがお互いの考
 え方であります。たとえば人夫賃のこ
 ときも、失対の人夫賃よりも低いよう
 な根拠において積算してきているが、
 その積算の仕方が選挙の仕事の大事さ
 ということから考えると無理じゃない
 か、こういうことからきておるのであ
 りまして、失対事業の三百二円のきめ
 方の問題に論議が入つてしまします
 と、本来の井堀委員の考えというか、
 御質問の要旨も、その問題を議論しよ
 うというのではなくて、選挙費用とい
 うものはもう少し見てやらなければい
 かん、おそらくこういうことに議論が
 あると思うのであります。そこで、私ど
 もの考えといたしましては、積算の基礎
 がここにある。この積算の基礎が果して
 いいのかどうか。また実際に、財政当
 局との折衝において、どういうことで
 こういう積算の基礎が出てきたか。こ
 の点を十分に研究いたしまして、でき
 ることならば、選挙が十分に執行でき
 るように、国としても費用を見るべき
 ではないか。こういう気持から井堀委
 員もおそらく質問なさつておると思う
 のであります。先ほど来の質疑応答
 を聞いておりますと、何か失対事業と
 選挙の人夫の金が安くていいかどう
 か、こういうふうな議論になつてしま
 いますと、これは議論がはなはだほか
 の方に飛んでしましまして、いつまで
 たつても議論が尽きないのではないか
 と思うのです。それでなしに、一つ積
 算の基礎をきめる場合にもう少し高く

すべきではないか、こう思うのであります。が、しかし、また、いろいろ財政の都合等もあるでありましょうし、また実際の選挙の執行に当りましては、この範囲内において現実在即するように入夫賃の支払い等もできることでありますので、そういう観点で検討する必要があるのではないかと、私もはこう思うのです。井堀委員のお気持もよくわかりはするのでありますが、どうも議論が失対事業のきめ方の議論に入つてしまいますと、いつになつても議論の果てしが尽きませんし、この委員会の目的からはなされるようなことになつてしまつてもと考えるのであります。が、むしろ、私は、そういう観点に立ちまして、事務当局から、大蔵当局とこの基準を改訂するに当りましてその間の折衝した経過と申し上げます。——本来ならば、井堀委員の言うように、少くとも失対の入夫賃程度までやるべきが当然とも考えるのであります。が、どうしてこういうような低い基準というか、積算の基準をとつたか、むしろその折衝の経過を率直に御説明願ひたいと思うのであります。

○兼子政府委員　人夫賃につきましていろいろ御質疑、御意見がございましたが、現行の人夫賃が著しく低いのではないかとということから出発いたしました、今回の改訂を考えたわけですが、国の人夫賃の予算単価が二百五十円でございます、これは軽作業と申しますが、そういうものの賃金の数字を基礎にとりまして、大蔵省として人夫賃をおきめになっておられるようであります。その二百五十円を基礎にいたしましたして、町村の格差と申しますか、やはり従来の建前がありますの

で――從來区と市と町村と開いて三段階にきめておりましたので、二百八十円、二百五十円、二百二十円にきめた次第でございます。選挙公報の配布の人夫賃は別でありまして、三百円ときめております。

○青木委員　それでは、主計官に承わりますが、国の予算における人夫賃というのは、どんな場合に二百五十円になつておりますか。

○相澤説明員 選挙の場合の人夫賃の基準をどこにきめるか。自治庁当局から、長い間改訂しないので、この引き上げの要求があつたわけでありました。そこで、先ほど選挙部長から答弁がございましたように、国の一般の場合における賃金——これは国の場合でもいろいろございますが、たとえば安いごく単純な計算をやるものにつきましては、二百二十円くらいの単価をとっているかと思ひます。それから軽作業につきましては大体二百五十円くらいの基準でやつてゐるわけでございます。そういうような点を勧案いたしまして、前回の単価から約二割強引き上げる措置をしたわけでございます。先ほど失業対策

事業の単価が関連に出されておりまして、たが、この失業対策事業の単価の引き上げ率は、御案内の通り大体七％ということになっておるようでございます。

○井堀委員　これは、今青木委員から質疑がありまして、また一つ新しい問題が出されたわけですね。国は軽劣働に対しては二百五十円という一つの目安を持っておる。これは目安なら目安でけっこうです。しかし片方の失対事業の方は法律になっている。ですから、その予算折衝上、こういう目安を置いていろいろものをおきめになるかという

ことについて、私どもはとやかく言う筋でないかもしれません。しかし、ここで私は明らかにしておきたいことは、少くとも緊急失却事業法の精神を理解することができぬなら、選挙のような重大な任務を遂行させる——屋外であらうと屋内であらうと、人夫であらうと囑託であらうと、この失却事業の資金以下に予算単価を持ってくるといふことでは、完全な業務を期待することはできないか。というの

には、生活流の精神にもあがりますように、これは正當な勞務の報償として規定してあるものではないのです。この点に対して私は明確な御答弁をいただこうと思つて、先ほど来お尋ねをしておるのでありますけれども、何回お聞きしても明快な答弁がいただけない。

そのうちに二百五十万の予算折衝の基準が出てきておる。これは私と自治庁長官で議論しても何だと思ひますから、いずれ大蔵大臣の出席を求め、この点については明確にいたしたいと思ひます。そうしませんが、われわれはニコヨン以下の勞務しか期待できないような予算を承認することはできません。この点だけはつきり申し上げておきます。これは一つ十分大蔵当局との間のお話し合いを願つて、しかるべくわれわれの了解のできるようなものにしてもらひたい。提案されている法案自身についてどうこう言つておるのではありません。こういう積算の基礎が具體的に出されてきますと、そういう点を明らかにしなければならぬと思ひますので……。

○石坂委員長　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○石坂委員長 速記を始めて。

○田中中国務大臣　御審議をいただいております。改正をしたいと考えて出しております案の三段の単価につきましましては、その単価がまことに低いことに、十分に承知をしておるわけにつきましましては十分承知をしておるわけでございます。将来機会のありますたびごとにこの単価を引き上げていくことに努力をいたしまして、将来の努力によつて御期待に沿うて参りたいと思ふ次第でございます。

○石狩委員長 他に御発言はありませんか。——他に御質疑がなければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次会は明後二十二日金曜日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局